平成２２年（フ）第２０５６号
京都市伏見区桃山紅雪町32番地３
債務者　倉田美穂子（旧姓鬼頭）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５７号
兵庫県尼崎市蓬川町331番地の４県住１―706号
債務者　羽子田千恵
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０６５号
兵庫県西宮市伏原町３番21―301号、前住所兵庫県西宮市高木東町22番30―103号
債務者　尾上　純子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７７号
兵庫県尼崎市宮内町３丁目146番地の２メゾンクレール202号、前住所大阪市平野区喜連東２丁目２番37号
債務者　柴　　忠則
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８１号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目７番５号
債務者　花田玲子こと　顔　　佩玲
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県相生市若狭野町野々1052番地の11
債務者　羽田野工業こと　羽田野宗義
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県相生市若狭野町野々1052番地の11
債務者　羽田野貴美子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２５号
鳥取県鳥取市西品治86番地１　アイムスコート１号、旧住所鳥取県鳥取市安長434番地７
債務者　牛尾　英治
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６号
鳥取県鳥取市西品治86番地１　アイムスコート１号、旧住所鳥取県鳥取市安長434番地７
債務者　牛尾　雅子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４８号
鳥取県鳥取市古市661番地　アバンテＣ号、旧住所鳥取県鳥取市川端１丁目218番地　ポレスター鳥取川端1004号
債務者　松井　和江
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1671番地、旧住所鳥取県鳥取市鹿野町今市58番地１
債務者　筒井　敏彦
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５０号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1671番地、旧住所鳥取県鳥取市鹿野町今市58番地１
債務者　筒井由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５５号
鳥取県鳥取市古市661番地　アバンテＣ号、旧住所鳥取県鳥取市川端１丁目218番地　ポレスター鳥取川端1004号
債務者　松井　正興
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５６号
鳥取県八頭郡八頭町徳丸1175番地
債務者　笠原　信行
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６８号
鳥取県鳥取市吉成３丁目11番15―302号　ハイツトレンディⅡ302号、旧住所鳥取県鳥取市吉成1043番地　レジデンスユウ101号
債務者　米花　陽志
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８７号
愛媛県松山市道後町２丁目２番７号　竹内アパート６号
債務者　亀井より子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９４号
愛媛県東温市田窪1846番地５
債務者　岡田　厚子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
松山地方裁判所